

# 下水道使用料

## 新しい下水道使用料 (1か月)

平成19年6月1日以降の検針分から適用

(1) 従量制 (消費税込) (2) 人数制 (消費税込)

区分	汚水量	使用料	世帯区分	使用料
基本料金	0m <sup>3</sup> ~10m <sup>3</sup>	1,197円	1人世帯	1,806円
超過料金 (1m <sup>3</sup> につき)	11m <sup>3</sup> ~20m <sup>3</sup>	143.85円	2人世帯	2,877円
	21m <sup>3</sup> ~50m <sup>3</sup>	173.25円	3人世帯	3,948円
	51m <sup>3</sup> ~100m <sup>3</sup>	210円	4人世帯	5,019円
	101m <sup>3</sup> ~200m <sup>3</sup>	233.1円	5人世帯	6,090円
	201m <sup>3</sup> ~500m <sup>3</sup>	252円	6人世帯	7,161円
	501m <sup>3</sup> ~	275.1円	7人以上の世帯	8,232円

従量制は、上水道や井戸水を計量して使用料を計算します。

人数制は、世帯人数により使用料を定めます。

従量制が利用できない世帯(メーターがなく計量できないなど)が、人数制になります。



スイスイくん

## 新しい公共下水道事業受益者負担金

平成19年4月1日に賦課する地域から適用  
400円(1m<sup>2</sup>当たり)

現在、水道料金・下水道使用料は、合併前の旧市町の料金がそのまま引き継がれている状況です。  
市では、水道料金等の地域による差をなくし、市民の皆さんの負担を公平にするため、各審議会の答申を尊重し、9月定例会市議会において条例を改正しました。  
今回は、来年6月検針分から変わる水道料金・下水道使用料と来年4月から変わる新しい水道加入金・公共下水道事業受益者負担金についてお知らせします。

平成19年6月検針分  
から変わります

# 水道料金

## 新しい水道料金 (1か月)

平成19年6月1日以降の検針分から適用

(消費税込)

メーターの口径	基本料金		従量料金(1m <sup>3</sup> につき)			
	0m <sup>3</sup> ~8m <sup>3</sup>	9m <sup>3</sup> ~16m <sup>3</sup>	17m <sup>3</sup> ~25m <sup>3</sup>	26m <sup>3</sup> ~50m <sup>3</sup>	51m <sup>3</sup> ~100m <sup>3</sup>	101m <sup>3</sup> ~
13mm	976.5円	122.85円	134.4円	148.05円	193.2円	199.5円
20mm						
25mm						
30mm	166.95円	174.3円	180.6円			
40mm						
50mm						
75mm						
100mm						
150mm	8,652円					
200mm	17,902.5円					

## 新しい加入金

平成19年4月1日申請分から適用

(消費税込)

メーターの口径	加入金の額	メーターの口径	加入金の額
13mm	52,500円	50mm	1,228,500円
20mm	115,500円	75mm	3,465,000円
25mm	231,000円	100mm	6,825,000円
30mm	325,500円	150mm以上	管理者が別に定める額
40mm	714,000円		

## 料金改定のポイント

従量制と人数制の2つの制度にわかりやすく集約しました。

多額の費用を要する下水道施設整備をより早く進めるために、使用料の一部を整備費用にあてることとしました。

下水道使用料は、水道料金と併せて請求します。検針・請求の時期が同様に変更となります。

水道料金などのおたずねは  
上下水道局水道営業課料金係  
(TEL 21-3511)

下水道使用料などのおたずねは  
上下水道局下水道管理課企画管理係  
(TEL 21-2226)

業受益者負担金は、平成19年4月1日から新しい金額になります。  
今回の改定で、料金などが高くなる地域があります。これは、制度の統一、維持管理経費や施設整備に経費がかかるためであり、ご理解・ご協力をお願いします。  
上下水道局では、今後も安全で良質な水を安定的に供給し、皆さんが安心して水道を使用できるように努めます。また、水洗便所などの生活の利便性だけでなく、海や川などの水辺環境の保全のため、下水道の整備も進めていきます。

## 計算してみよう! あなたの家の水道

下水道使用料の計算例(従量制)

水道水(井戸水等を計量する場合も同じ)を2か月に50m<sup>3</sup>使用した場合  
50m<sup>3</sup>÷2=25m<sup>3</sup> 1か月の使用水量  
基本料金(10m<sup>3</sup>) 1,197円  
超過料金(11m<sup>3</sup>~20m<sup>3</sup>) 143.85円×10m<sup>3</sup>=1,438.5円  
(21m<sup>3</sup>~25m<sup>3</sup>) 173.25円×5m<sup>3</sup>=866.25円  
合計 3,501円(1円未満切捨て)  
2か月に50m<sup>3</sup>使用したときの料金 3,501円×2月=7,002円

## 料金・下水道使用料

市ホームページで簡単に計算することができます。

水道料金の計算例

口径20mmの水道で2か月に50m<sup>3</sup>使用した場合  
50m<sup>3</sup>÷2=25m<sup>3</sup> 1か月の使用水量  
基本料金(8m<sup>3</sup>) 976.5円  
従量料金(9m<sup>3</sup>~16m<sup>3</sup>) 122.85円×8m<sup>3</sup>=982.8円  
(17m<sup>3</sup>~25m<sup>3</sup>) 134.4円×9m<sup>3</sup>=1,209.6円  
合計 3,168円(1円未満切捨て)  
2か月に50m<sup>3</sup>使用したときの料金 3,168円×2月=6,336円

## 料金改定のポイント

地域ごとに異なっている水道料金・加入金を統一します。

家事用・事業用といった「用途別料金体系」から水道メーターの口径による「口径別料金体系」に変更します。平田・佐田・多伎・湖陵・大社地域については、2か月に1度の検針に変更します。毎月検針は平成19年4月までです。5月の検針はありません。6月から2か月検針になります。

平田・佐田・多伎・湖陵・大社地域については、6月検針分から2か月分まとめて料金を請求します。請求は検針月の翌月です。

メーター使用料を廃止します。出雲地域の検針間隔や料金の請求月は、今までどおりで変更ありません。